

令和7年度

知事が行う研究事業評価に関する実施計画

長崎県

令和7年度

知事が行う研究事業評価に関する実施計画

- 1 趣旨
- 2 基本的な考え方
- 3 評価の対象
- 4 評価の単位
- 5 評価の実施方法
 - (1) 実施機関が行う評価
 - (2) 長崎県研究事業評価委員会（附属機関）の評価
- 6 長崎県研究事業評価委員会の意見及びその活用
- 7 研究事業評価に関する情報の公表
- 8 長崎県研究事業評価委員会の運営
- 9 留意事項
- 10 実施に関する細目

令和7年度

知事が行う研究事業評価に関する実施計画

1 趣 旨

長崎県政策評価条例（平成18年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、知事が行う令和7年度の研究事業評価に関する実施計画を定める。

2 基本的な考え方

効果的かつ効率的な行政の推進と県民の視点に立って成果を重視した行政の実現を図るためには、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等に適切に対応するとともに、限られた予算や人員等における研究の重点的な展開を図ることが必要である。

したがって、研究事業の評価にあたっては、長崎県総合計画の施策や政策横断プロジェクトをはじめとする各種計画や方針を踏まえつつ、研究事業の成果等を検証し、必要性、効率性及び有効性等の観点から評価を行うものとし、研究テーマの重点化や事業化に結びつく研究開発の推進を図っていくものとする。

3 評価の対象

評価の対象については、基本方針第2の2の2-1（4）に基づき、評価の時点は別紙1のとおりとする。

4 評価の単位

原則として研究テーマを評価の単位とする。

5 評価の実施方法

（1）実施機関が行う評価

① 研究事業評価の観点

基本方針第2の2の2-2（1）4）に規定する評価の観点（必要性、効率性、有効性等の観点）に沿って、以下のとおり評価を行うものとする。

【事前評価の観点】

《必要性》

ア 社会的・経済的情勢から見て必要か。

社会的・経済的情勢からの必要度や、研究開発成果の想定利用者がどのような場所で、どのような目的で使われることを想定しているかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

イ 県民又は産業界等のニーズはあるか。

今利用されている技術・商品には、何が足りないのか、想定利用者は、

現在どのようなニーズを抱えているかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

ウ 県の行政施策に沿ったものであるか。

長崎県総合計画を始めとした県の中・長期構想の中での位置づけが明確か、研究開発成果が行政施策の実現に寄与する見込みがあるかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

エ 県研究機関として取り組むべきか。

国、市町、民間等でできないか、又、実施しているところがないかなど、県研究機関で実施する理由の妥当性について評価を実施する。

《効率性》

ア 研究目標は明確になっているか。また、適切に設定されているか。

必要な研究項目と期間、年度ごとの活動目標値（定量的目標値）が明確になっているか、また、その目標設定の妥当性を評価する。

イ 研究手法には合理性があり適当か。

採用した研究手法が、他の研究手法（活動指標）と比較して、効率よく研究成果を得られると見込んだ理由の妥当性を評価する。

ウ 研究実施体制（人員、予算、期間等）等は適当か。

人員、予算の規模、構成機関との役割の妥当性を評価する。

《有効性》

ア 期待される成果の得られる見通しがあるか。

期待される成果が得られる見通しがあるか。また、各研究項目における解決すべき課題に対する解決方法の妥当性について評価する。

イ 従来技術、先行技術に比して、新規性、優位性はあるか。

従来の技術との比較により、研究開発の妥当性を評価する。

ウ 他の研究への応用の可能性はあるか。

県研究機関が実施する他の研究への応用可能性について評価する。

エ その成果の移転の見込みおよびその方法、又は実用化の見通しがあるか。

研究成果の移転、普及の見込み及びその方法、又は実用化の見通しの妥当性について評価する。

オ 成果の社会・経済・県民等への波及効果（還元シナリオ）はどうなっているか。

研究成果の社会・経済・県民等への還元シナリオに具体性があり妥当なものであるかについて評価する。

《その他》

上記のほか、研究事業の特性に応じて必要な観点を適宜加えて評価するものとする。

なお、「有効性」については、基盤研究は、ア、ウを、応用研究及び実用化研究では、ア、イ、エ、オを重視するものとする。

【途中評価の観点】

《必要性》

ア 社会的・経済的情勢から見て依然必要か。

社会的・経済的情勢からの必要度や、研究開発成果の想定利用者がどのような場所で、どのような目的で使われることを想定しているかについて、計画時と変化がないかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

イ 県民又は産業界等のニーズは依然あるか。

今利用されている技術・商品には、何が足りないのか、想定利用者は、現在どのようなニーズを抱えているかについて、計画時と変化がないかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

ウ 県の行政施策に沿ったものであるか。

研究開発成果が、行政施策の実現に寄与するかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

エ 県研究機関として依然取り組むべきか。

国、市町、民間等でできないか、又、実施しているところがないかなど、県研究機関で実施する理由の妥当性について評価する。

《効率性》

ア 研究目標は明確になっているか。また、適切に設定されているか。

必要な研究項目と期間、年度ごとの活動目標値（定量的目標値）が明確になっているか、また、その目標設定の妥当性を評価する。

イ 年度毎の研究目標を達成したか。また、今後達成する見込みはあるか。

年度毎の目標数値を達成したか、達成していない場合は、今後、研究手法等の見直しの内容の妥当性（達成する見込みがあるか）を評価する。

ウ 研究手法には合理性があり適当か。

採用している研究手法が、他の研究手法（活動指標）と比較して、効率よく研究成果を得られると見込んだ理由の妥当性を評価する。

エ 研究実施体制（人員、予算、期間等）等は適当か。

人員、予算の規模、構成機関との役割の妥当性を評価する。

《有効性》

ア 期待される成果の得られる見通しがあるか。

期待される成果が得られる見通しがあるか。また、各研究項目における解決すべき課題に対する解決方法の妥当性について評価する。

イ 従来技術、先行技術に比して、新規性、優位性はあるか。

従来の技術との比較により、研究開発の妥当性を評価する。

ウ 他の研究への応用の可能性はあるか。

県研究機関が実施する他の研究への応用可能性について評価する。

エ その成果の移転の見込みおよびその方法、又は実用化の見通しがあるか。

研究成果の移転、普及の見込み及びその方法、又は実用化の見通しの妥当性について評価する。

オ 成果の社会・経済・県民等への波及効果（還元シナリオ）はどうなっているか。

研究成果の社会・経済・県民等への還元シナリオ（市場導入のステップ）に具体性があり妥当なものであるかについて評価する。

《その他》

上記のほか、研究事業の特性に応じて必要な観点からを適宜加えて評価するものとする。

なお、「有効性」については、基盤研究は、ア、ウを、応用研究及び実用化研究では、ア、イ、エ、オを重視するものとする。

【事後評価の観点】

《必要性》

ア 社会的・経済的情勢から見て必要であったか。

社会的・経済的情勢からの必要度や、研究開発成果が、当初想定していたとおりの使い方がされるかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

イ 県民又は産業界等のニーズはあったか。

当初想定していたとおりのニーズがあるかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

ウ 県の行政施策に沿ったものであったか。

研究開発成果が、県の行政施策の実現に寄与するかという観点から、研究事業の妥当性を評価する。

エ 県研究機関として取り組むべきであったか。

国、市町、民間等でできなかったのか、又、実施し、成果をあげているところがないかなど、県研究機関で実施したことの妥当性について評価する。

《効率性》

ア 研究目標は明確になっていたか。また、適切に設定されていたか。

必要な研究項目と期間、年度ごとの活動目標値（定量的目標値）の設定の妥当性を評価する。

イ 研究目標を達成したか。

目標数値を達成したか評価する。

- ウ 研究手法には合理性があり適当であったか。
採用した研究手法の妥当性を評価する。
- エ 研究実施体制（人員、予算、期間等）等は適当であったか。
人員、予算の規模、構成機関との役割の妥当性を評価する。

《有効性》

- ア 期待される成果が得られたか。
期待される成果が得られたかについて評価する。
- イ 従来技術、先行技術に比して、新規性、優位性はあるか。
従来の技術と比べて、新規性、優位性が認められるかを評価する。
- ウ 他の研究へ応用の可能性はあるか。
県研究機関が実施する他の研究への応用可能性について評価する。
- エ その成果の移転の見込みおよびその方法、又は実用化の見通しがあるか。
研究成果の移転、普及の見込み及びその方法、又は実用化の見通しの妥当性について評価する。
- オ 研究経費に見合うだけの価値を生み出し、県民に利益が還元できるか。
研究経費と比較して、十分な価値が生み出されたかについて再評価を行う。
- カ 成果の社会・経済・県民等への波及効果（還元シナリオ）はどうか。
研究成果の社会・経済・県民等への還元シナリオ（市場導入のステップ）に具体性があり妥当なものであるかについて評価する。

《その他》

上記のほか、研究事業の特性に応じて必要な観点からを適宜加えて評価するものとする。

なお、「有効性」については、基盤研究は、ア、ウを、応用研究及び実用化研究では、ア、イ、エ、オ、カを重視するものとする。

② 研究事業評価を行うときの評価調書の作成

県研究機関の長は、研究事業評価を行うときには、県関係各課の意見も参考に、基本方針第2の2の2－2（2）3）の規定に基づき、別紙2「様式1」「様式2」の様式による評価調書を作成するものとする。

（2）長崎県研究事業評価委員会（附属機関）の評価

研究事業評価における、長崎県研究事業評価委員会（以下「委員会」という。）に諮問する事項は、「3 評価の対象」のとおりとする。

6 長崎県研究事業評価委員会の意見及びその活用

- (1) 実施機関は、諮問に対する委員会からの意見について、研究開発などの企画立案や見直し、予算編成などに活用するものとする。
- (2) 県研究機関の長は、委員会からの意見に対する県研究機関の対応を整理し、評価調書を産業政策課に提出するものとする。
- (3) 総合評価の段階がB評価以下の対応は、以下のとおりとする。
 - ① B評価と判断された研究テーマについては、委員会からの意見を基に再検討し、研究事業評価委員会に研究機関より報告し、承認を得るものとする。なお、経常研究においては、分科会よりその対応・協議状況等について報告する。
 - ② C評価と判断された研究テーマについては、関係機関で協議の上、原則中止とし、事務局より報告するものとする。

7 研究事業評価に関する情報の公表

実施機関は、研究事業評価に関する情報（評価調書や評価の結果に関連する情報をはじめ評価結果の研究計画への反映状況など）について、県民にわかりやすい内容、容易に入手できる方法で適時に公表するとともに、県民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

8 長崎県研究事業評価委員会の運営

- (1) 会議の招集
条例第10条第1項に規定する委員長が定められていないとき（委員の改選に伴い開催される初回の委員会を含む。）は、委員会の会議の招集は、事務局が行うものとする。
- (2) 会議の公開
委員会の会議は、基本方針第2の7（1）2）に基づき非公開とする。
- (3) 議事の公表
委員会の議事については、特許取得等にかかる内容を含むことから、基本方針第2の7（1）3）に基づき、議事要旨は内容を要約して公表するものとする。
- (4) 分野研究評価分科会
条例第8条第2項に掲げる分野研究評価分科会の庶務は県研究機関の所管課が行うものとする。

9 留意事項

評価調書の作成に当たっては、県民に対して公開することを念頭に置いて、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めるものとする。

10 実施に係る細目

この実施計画の定めるもののほか、研究事業評価の実施に必要な事項については、別に定めることができるものとする。

●評価の対象研究テーマの時点

課題の 研究期間	研究開始の 前年度	研究開始後の年度							
		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目以降
1年	事前評価		事後評価						
2年	事前評価			事後評価					
3年	事前評価		※1		事後評価				
4年	事前評価			途中評価		事後評価			
5年	事前評価			途中評価			事後評価		
6年	事前評価			途中評価			途中評価	事後評価	
7年以上	事前評価			途中評価			途中評価		※2

※1 戦略プロジェクト研究については、途中評価を実施

※2 2回目の途中評価より3年経過毎に途中評価を実施し、研究最終年度の翌年度に事後評価を実施

事業区分		研究期間	令和○年度～令和○年度	評価区分	
研究テーマ名					
(副題)	()				
主管の機関・科(研究室)名		研究代表者名			

＜県総合計画等での位置づけ＞

長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ 2025	
各部局ビジョン	

1 研究の概要

研究内容(100 文字)	
研究項目	① ② ③ ④ ⑤

2 研究の必要性

1) 社会的・経済的背景及びニーズ 2) 国、他県、市町、民間での実施の状況または実施の可能性
--

3 効率性(研究項目と内容・方法)

研究項目	研究内容・方法	活動指標		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	単位
①			目標						
			実績						
②									
③									
④									
⑤									

1) 参加研究機関等の役割分担

2) 予算

研究予算 (千円)	計 (千円)	人件費 (千円)	研究費 (千円)	財源			
				国庫	県債	その他	一財
全体予算							
8年度							
9年度							
10年度							
11年度							
12年度							

※ 過去の年度は実績、当該年度は現計予算、次年度以降は案

※ 人件費は県職員人件費の単価

(研究開発の途中で見直した事項)

4 有効性

研究 項目	成果指標	目標	実績	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	得られる成果の補足説明等
①									
②									
③									
④									
⑤									

1) 従来技術・先行技術と比較した新規性、優位性

2) 成果の普及

■ 研究成果の社会・経済・県民等への還元シナリオ

■ 研究成果による社会・経済・県民等への波及効果(経済効果、県民の生活・環境の質の向上、行政施策への貢献等)の見込み

(研究開発の途中で見直した事項)

(脚注説明)

種類	自己評価	研究評価委員会
事前	(年度) 評価結果 (総合評価段階:) ・必 要 性 ・効 率 性 ・有 効 性 ・総合評価	(年度) 評価結果 (総合評価段階:) ・必 要 性 ・効 率 性 ・有 効 性 ・総合評価 対応
途中	(年度) 評価結果 (総合評価段階:) ・必 要 性 ・効 率 性 ・有 効 性 ・総合評価	(年度) 評価結果 (総合評価段階:) ・必 要 性 ・効 率 性 ・有 効 性 ・総合評価 対応
事後	(年度) 評価結果 (総合評価段階:) ・必 要 性 ・効 率 性 ・有 効 性 ・総合評価	(年度) 評価結果 (総合評価段階:) ・必 要 性 ・効 率 性 ・有 効 性 ・総合評価 対応

■総合評価の段階

平成20年度以降

(事前評価)

- S＝積極的に推進すべきである
- A＝概ね妥当である
- B＝計画の再検討が必要である
- C＝不適當であり採択すべきでない

(途中評価)

- S＝計画以上の成果をあげており、継続すべきである
- A＝計画どおり進捗しており、継続することは妥当である
- B＝研究費の減額も含め、研究計画等の大幅な見直しが必要である
- C＝研究を中止すべきである

(事後評価)

- S＝計画以上の成果をあげた
- A＝概ね計画を達成した
- B＝一部に成果があった
- C＝成果が認められなかった

平成19年度

(事前評価)

- S＝着実に実施すべき研究
- A＝問題点を解決し、効果的、効率的な実施が求められる研究
- B＝研究内容、計画、推進体制等の見直しが求められる研究
- C＝不適當であり採択すべきでない

(途中評価)

- S＝計画を上回る実績を上げており、今後も着実な推進が適當である
- A＝計画達成に向け積極的な推進が必要である
- B＝研究計画等の大幅な見直しが必要である
- C＝研究費の減額又は停止が適當である

(事後評価)

- S＝計画以上の研究の進展があった
- A＝計画どおり研究が進展した
- B＝計画どおりではなかったが一応の進展があった
- C＝十分な進展があったとは言い難い

平成18年度

(事前評価)

- 1:不適當であり採択すべきでない。
- 2:大幅な見直しが必要である。
- 3:一部見直しが必要である。
- 4:概ね適當であり採択してよい。
- 5:適當であり是非採択すべきである。

(途中評価)

- 1:全体的な進捗の遅れ、または今後の成果の可能性も無く、中止すべき。
- 2:一部を除き、進捗遅れや問題点が多く、大幅な見直しが必要である。
- 3:一部の進捗遅れ、または問題点があり、一部見直しが必要である。
- 4:概ね計画どおりであり、このまま推進。
- 5:計画以上の進捗状況であり、このまま推進。

(事後評価)

- 1:計画時の成果が達成できておらず、今後の発展性も見込めない。
- 2:計画時の成果が一部を除き達成できておらず、発展的な課題の検討にあたっては熟慮が必要である。
- 3:計画時の成果が一部達成できておらず、発展的な課題の検討については注意が必要である。
- 4:概ね計画時の成果が得られており、必要であれば発展的課題の検討も可。
- 5:計画時以上の成果が得られており、必要により発展的な課題の推進も可。